

指定事業所が運営規程に規定しなければならない事項

※以下のサービスに関しては、市が定める基準（要綱）で下記のように定めています。

サービス種類		運営規程に規定しなければならない事項
訪問型サービス	訪問型サービス (現行相当)	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項
	訪問型サービスA (緩和した基準による)	※現行相当に同じ (①～⑧を記載のこと) <b>松阪市が示す運営規程(参考例)を参照のこと</b>
通所型サービス	通所型サービス (現行相当)	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの利用定員 ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用にあたっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項
	通所型サービスA (緩和した基準による)	※現行相当に同じ (①～⑪の全てを記載のこと) <b>松阪市が示す運営規程(参考例)を参照のこと</b>